

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第5回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

1 日時

11月5日（金）9：30～10：40

2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

3 出席者

（委員）大内捷司（委員長），有田知徳，大島宏彦，河野正憲，山田万里子
（敬称略）

（庶務）藤田名古屋高裁総務課長，榎原名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）田近名古屋高裁事務局長

4 議題

- (1) 判事補から判事への任命及び判事の再任希望者に係る情報の取扱いについて
- (2) その他

5 議事

(1) 協議

- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第4回）議事要旨を確定した。
- ・ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下、「中央の委員会」という。）の第10回の議事要旨の概要について庶務から説明がされた。
- ・ 判事補から判事への任命及び判事の再任希望者に係る情報に関し，情報提供の依頼方法について庶務から報告がされた。

これに対し，委員から，名古屋地裁のような規模の大きい庁については，添付する名簿に裁判官が所属する部も明記すべきである旨の意見が述べられた。

- ・ 判事補から判事への任命及び判事の再任希望者に係る情報に関し，寄せら

れた情報について庶務から報告がされた。

- 10月22日の締切を経過後に寄せられた情報、情報の提供を依頼していない弁護士会所属の弁護士から寄せられた情報であっても、そのことのみで中央の委員会に送付しない取扱いにすることはしないこととされた。
- 今回提出された情報はすべて、弁護士会から持参又は郵送されたもので、情報ごとにそれぞれ個別に封緘されていたものの、弁護士会の大封筒の中に、同じ形の封筒に入れられているなどしており、提出者それぞれにおいて封緘したのか、弁護士会において封緘したのか判然としないものであった。

これについて、弁護士会に提出されたものを弁護士会が手を加えるようなことはあり得ないとの意見が述べられた一方、弁護士会が内容をチェックすることが可能な状態で提出された場合には、そのこと自体が親展による提出を求めている趣旨にもとめるのではないかとの意見が述べられた。

これらの意見を受けて、今回は、このことのみをもって、中央の委員会に送付しない取扱いにすることはしないが、今後も引き続き委員会に直接送付してもらい、あるいは各弁護士が弁護士会に提出する場合においても、提出者本人が封緘した上で提出してもらい、そのことを依頼していくこととされた。

- 段階的評価部分については、昨年同様、指名の適否の基礎となる事実の記載ではないため、中央の委員会への報告の対象外とすることとし、具体的な事実の記載のみを中央の委員会に送付することとされた。
- 今回、寄せられた情報の多くは、段階式評価を記入した上で、その理由を記載するスタイルとなっているが、このような方式は情報提供の趣旨に合致しないことから、具体的事実に基づく情報を収集するとの趣旨を十分理解してもらい、必要がある旨の意見が述べられた。
- 当地域委員会に寄せられた個々の情報について審議され、中央の委員会に送付するもの及び地域委員会のコメントを付して送付するもの並びに送付しないものが定められた。

- ・ 非重点審議者に関する裁判官の適格性についての積極方向の情報について、他の地域委員会において消極的な情報が出されることも考えられることから、中央の委員会に送付すべきではないかとの意見が述べられ、送付することとされた。

(2) 次回の予定等について

次回期日は、平成17年2月10日（木）午前9時30分とされた。